

平成 22 年度～
平成 26 年度

川崎市 DV 被害者支援基本計画



平成 22 年 3 月



KAWASAKI CITY
川崎市

はじめに

私たちが安心して心豊かに暮らせる地域社会を築いていくためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が非常に重要です。

男女共同参画社会を実現するための諸課題の中であって、配偶者からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、家庭という人目に触れることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化し、被害が深刻化しやすくなるとともに、子どもに対する暴力との関係も指摘されるなど、社会全体で取り組まなければならない大きな問題となっています。

そのため、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。その後、二度の改正を経て、これまで潜在化していた暴力の実態が少しずつ顕在化するとともに、社会の認識が高まり、全国的に被害者支援の体制の整備が図られてきました。

本市では、平成17年に川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を策定し、まちづくりの基本目標として、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を掲げ、基本施策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」においては、人権が尊重され、誰もが共に生きていける社会の構築をめざす取り組みを進めてまいりました。

平成21年4月には「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標とする「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を施行し、女性へのDVやセクシャルハラスメント等の人権侵害の根絶に向けた「女性の人権の確立」を取り組みの一番目の柱とし、改正DV防止法で努力義務とされた市町村基本計画の策定等を位置づけました。

今回策定いたしました「川崎市DV被害者支援基本計画」は、DVを受けた被害者やそのお子さんが適切な保護や支援を受け、自立し、安全に安心して暮らすことのできるDVのない社会の実現をめざしております。

今後は、この基本計画に基づき、相談支援の一層の充実を図るとともに、DV被害者の安全な保護と自立支援に向けた取り組みの更なる強化を進め、市民の皆様をはじめ、関係機関や民間団体の御理解と御協力を得ながら、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがDVに怯えることなくいきいきと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めてまいります。

終わりに、この度の基本計画の策定にあたり、精力的に御議論をいただきましたDV被害者支援基本計画策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様や関係機関・団体の方々に心からお礼申し上げます。

平成22年3月



川崎市長 阿部孝夫

目次

I	基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画推進の視点	1
3	計画の基本目標	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画期間	3
6	重点施策	3
II	現状	5
1	全国の状況	5
2	川崎市の状況	6
III	計画の体系	9
IV	具体的施策の展開	10
	基本目標 I DV被害者の安全確保と支援体制の充実	10
	施策目標 1 早期発見のための取り組みの強化	10
	施策目標 2 相談体制の充実	11
	施策目標 3 保護体制の充実	12
	施策目標 4 外国人、障害者、高齢者への支援	13
	施策目標 5 被害者支援を担う関係者の人材育成	14
	基本目標 II DV被害者の自立支援の促進	15
	施策目標 6 被害者の自立支援	15
	施策目標 7 子どもの健やかな成長への支援	17
	基本目標 III DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力	18
	施策目標 8 関係機関・民間団体相互の連携	18
	施策目標 9 民間団体との連携・協力の促進	19
	基本目標 IV DVを許さない社会づくりの推進	20
	施策目標 10 DVへの理解を深めるための教育や普及啓発	20
	施策目標 11 DV防止への調査研究	21
V	計画推進の仕組み	22
	参考資料	
	参考資料 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	24
	参考資料 2 川崎市男女平等推進審議会規則	36
	川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱	37
	DV被害者相談支援部会設置要領	39
	DV対策庁内部会設置要領	41
	参考資料 3 配偶者からの暴力被害者支援の流れ	43
	参考資料 4 市内相談窓口一覧	44

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

あらゆる暴力は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、「配偶者」という親密な間柄で、外部の目にふれにくい家庭という場所において、一方が暴力によって他方を支配する行為です。このため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な悪影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとなっています。

こうした中、平成13年4月に、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」といいます。）が制定されました。同法の施行により、長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であると位置づけられ、被害者への救済及び支援の道筋がつけられました。

平成16年には、最初の法改正があり、DVに「心身に有害な影響を及ぼす言動」を追加、被害者の子どもも保護命令の対象に含めるとともに、配偶者暴力相談支援センター業務の明文化や国の基本方針、都道府県の基本計画策定の義務づけなどが定められました。

さらに平成19年には、2回目の改正が行われ、保護命令の対象をさらに拡充するとともに、都道府県のみならず義務づけられていた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定」を市町村の努力義務とすることなどが定められました。

本市は全国に先駆けて平成9年に「川崎市子どもの権利条例」を制定し、子どもの人権という視点を踏まえた子ども施策を総合的に推進し、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済体制の充実に努めてきました。

また、平成17年に「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、外国人市民に関する施策を体系的かつ総合的に推進しています。この指針にはDV防止の取り組みに努めることを明記しています。

「川崎市DV被害者支援基本計画」は、このような人権尊重の諸施策と連携しながら、DV被害者とその子どもを含む同伴者の安全と安心に配慮した総合的な市のDV施策を積極的に推進し、DVを許さない社会の実現をめざします。

2 計画推進の視点

人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、以下の4つの視点のもとに計画の推進に取り組めます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。

- (3) 被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。
- (4) 関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

3 計画の基本目標

本市におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するにあたり、次の4つの基本目標を定め、それぞれの施策を推進します。

基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進

4 計画の位置づけ

- (1) この計画は、*¹ DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画と位置づけ、国の基本方針を指針とし、かつ、「*² かながわDV被害者支援プラン」との整合性を図った計画とします。
- (2) この計画は、「新総合計画川崎再生フロンティアプラン」の基本施策【Ⅲ-5-(2)】「男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進」を目指すための取り組みに位置づけます。
- (3) この計画は「男女平等かわさき条例」(平成13年6月29日)第8条に基づき策定された「*³ 第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の第1の柱「『女性の人権』の確立」の施策1「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進」に基づき、本市におけるDV防止対策の施策を体系的に示す基本計画です。

*¹ DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略称。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です(平成13年公布・施行、平成16年改正・施行、平成19年改正・平成20年施行)。

*² かながわDV被害者支援プラン

DV防止法に基づき、神奈川県で平成18年3月に策定されたDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。県はこの計画に基づき、市町村や民間団体と協力・連携してDV被害者の相談や自立の支援などに取り組んでいます。

さらに、平成19年の改正DV防止法を踏まえて平成21年にプランを改定し、被害者やその子どもの立場に立った支援の充実、市町村の取り組みへの支援及び民間団体との連携の強化等に力を入れていくこととしています。

*³ 川崎市男女平等行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

平成21年4月に、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害や性別による差別を受けることなく、ともに「自立」して、「平等」で「快適」に生きられる「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標として、「第2期川崎市男女平等推進行動計画」を施行しました。

第2期計画は、女性へのDVやセクハラ等の人権侵害を防止するため「『女性の人権』の確立」を一番目の柱とし、DV防止法で努力義務とされた市町村基本計画の策定等を位置づけています。

5 計画期間

本計画の期間は、2010（平成 22）年度を初年度とし、2014（平成 26）年度までの 5 年間とします。但し、DV 防止法の改正及び基本方針の改定、社会情勢の変化、計画の取り組み状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

6 重点施策

計画を推進するための具体的施策の中から、次の 6 つの施策を特に重点を置いて取り組む「重点施策」として位置づけます。

重点施策 1 相談支援の機能の強化（P 11 基本目標Ⅰ - 施策目標 2-3）

相談体制の充実を図り、被害者に必要な情報を提供するとともに、関係機関等への連絡調整を行うなど、被害者の問題解決を支援します。

重点施策 2 自立支援の機能の強化（P 15 基本目標Ⅱ - 施策目標 6-15）

関係機関の連携体制を充実させ、被害者の立場に立った継続的な自立支援の機能の強化に努めます。

重点施策 3 *一時保護後の自立支援に向けた中間的施設についての検討（P 16 基本目標Ⅱ - 施策目標 6-21）

*一時保護施設を退所後、被害者が地域で新しい生活を始められるまでに過ごす場としての中間的施設の設置及び運営のあり方について調査、検討を行います。

重点施策 4 関係機関の支援ネットワークの充実（P 18 基本目標Ⅲ - 施策目標 8-24）

関係機関が共通認識を持ち、相互に連携・協力して支援に取り組むことができる体制の充実を図ります。

重点施策 5 県内一時保護施設との連携強化（P 19 基本目標Ⅲ - 施策目標 9-25）

県内の一時保護施設を運営する民間団体との情報共有に努め、連携を強化します。

重点施策 6 市内一時保護施設への支援の充実（P 19 基本目標Ⅲ - 施策目標 9-26）

市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的に活動できるよう、支援の充実を図ります。

*一時保護・一時保護施設

一時保護とは、緊急に保護が必要な被害者を都道府県が運営する女性相談所に一時的に保護することです。一時保護の期間は 2 週間が目安です。婦人保護施設や民間団体によって運営される一時保護施設に一時保護を委託する制度も導入されており、県と市は、民間団体等と連携・協働して一時保護を実施しています。

一時保護施設では、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）について

ドメスティック・バイオレンス（DV【domestic violence】）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、「配偶者からの暴力」の意味で使われることが一般的と言われています。

平成13年4月に、国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しましたが、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は、家庭内における、配偶者、親子、兄弟等からの暴力と人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、「配偶者からの暴力」という言葉を使用しています。

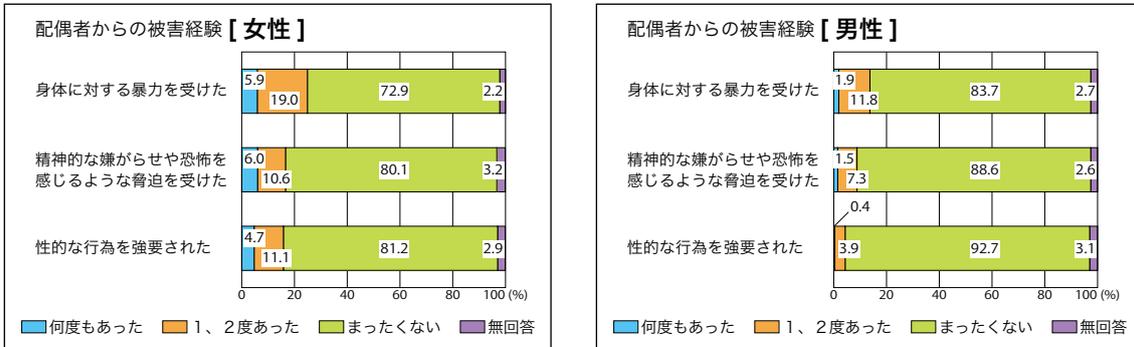
神奈川県では、「かながわDV被害者支援プラン」を平成18年3月に策定（平成21年3月改定）し、その中で、「DV（配偶者からの暴力）」としています。

本市では、平成13年の法整備後、DVという言葉が一般に定着してきたこと、市民にとっても覚えやすいことから、本計画において「配偶者からの暴力」を「DV」とすることといたしました。

Ⅱ 現状

1 全国の状況

【被害の状況】



内閣府が平成 20 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）から、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けたことがある人は女性で 24.9%、男性で 13.6% でした。また、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性では 33.2%、男性では 17.7% と、女性の 3 人に 1 人が何らかの暴力を経験しています。

過去 5 年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人の相談先は、「家族や親戚」（女性 27.6%、男性 16.3%）「友人・知人」（同 27.6%、9.8%）と女性で約 3 割、男性で約 1 割と一番多く、警察や男女共同参画センター等の相談機関を利用した人は、女性で 1.1～2.2%、男性で 0～1.1% 程度、「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人が女性で 53.0%、男性で 77.2% となっています。

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」（女性 50.0%、男性 67.6%）が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」（女性 35.7%、男性 43.7%）となっています。

【相談の状況】

DV 防止法に基づき、都道府県の女性相談所など適切な施設が、* 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、DV に関する相談を受けています。平成 21 年 4 月現在、全国の支援センターの数は 183 か所です。相談件数は年々増加しており、DV 防止法が制定された翌年の平成 14 年度に 35,943 件であった相談件数は、平成 20 年度は 68,196 件となっています。

警察における暴力相談等の対応件数（注）は、平成 14 年度は 14,140 件、平成 20 年度は 25,210 件となっています。

（注） 対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

* 配偶者暴力相談支援センター

都道府県は、DV 防止法第 3 条に基づき配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行っています。

神奈川県では、平成 14 年 4 月から 2 つの配偶者暴力相談支援センターを開設しています。

【一時保護の状況】

女性相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置されています。DV防止法に基づき、被害者とその同伴家族の一時保護を、女性相談所または厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っています。夫等の暴力を理由に一時保護された件数は、平成14年度は3,974人、平成19年度は4,549人で、毎年4,500人前後で推移しています。

【*保護命令の状況】

DV防止法に基づく保護命令事件の既済件数は、平成14年度は1,398件、平成20年度は3,143件となっています。また、平成20年度に申立てを却下された件数は168件、取下げ等は450件となっています。

2 川崎市の状況

【被害の状況】

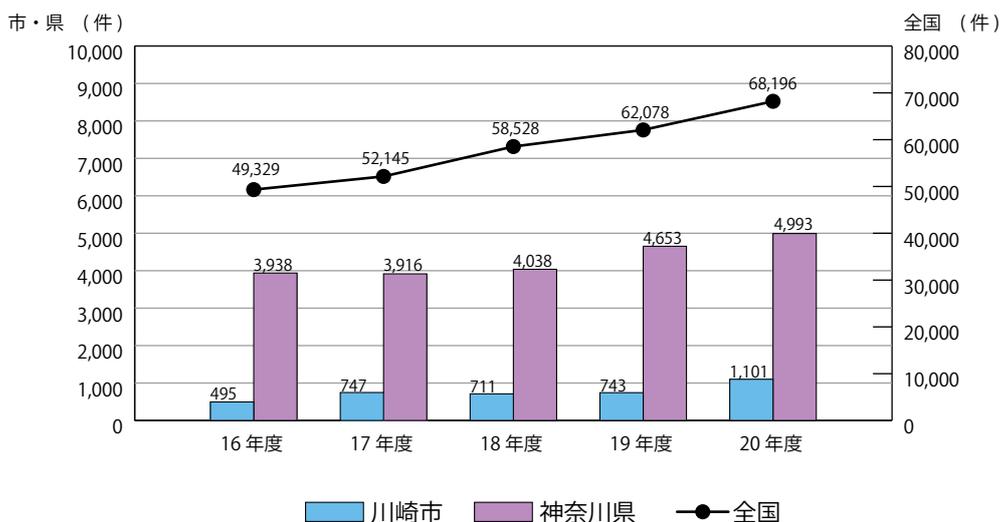
川崎市の「男女平等に関する市民意識・実態調査」（平成18年度）によると、実際に配偶者や恋人から身体的・心理的な暴力を受けた経験がある（「現在受けている」「過去に受けたことがある」の合計）は、身体的暴力は女性が15.2%、男性が3.6%、精神的暴力は女性が15.2%、男性が11.0%と1割を超える女性が暴力のある生活を経験しています。年代別では、30代の女性が身体的暴力24.5%、精神的暴力19.7%と高い割合を占めています。

【相談の状況】

川崎市では、DVに関する相談は、各区保健福祉センター、男女共同参画センター（すくらむ21）、人権オンブズパーソンで対応しています。

平成20年度のDV相談件数は、1,101件で18年度から増加している状況にあります。

全国、神奈川県及び川崎市のDV相談件数



【川崎市における一時保護の状況】

川崎市では、被害者とその同伴家族が、配偶者からの暴力を避けるために避難が必要となった場合に、緊急一時保護を行っています。

平成20年度に一時保護を行った件数は92件で、そのうちDV防止法に基づく一時保護を行っ

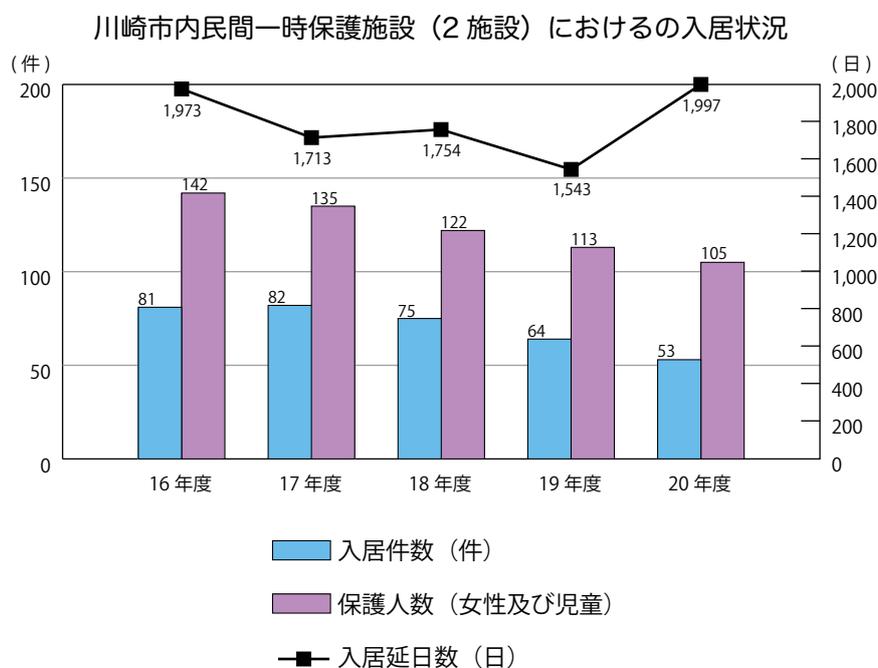
た件数は53件でした。53件のうち、子どもを同伴している母子ケースは37件と7割近くになります。

また、同年度の保護命令事件（横浜地方裁判所管内）の既済件数は121件となっています。

【川崎市内の一時保護施設の利用状況】

市内には、一時保護施設が2施設あります。一時保護は被害者の安全のため、遠方の施設を利用することが基本となっており、市内の一時保護施設の利用者の多くは、市外の被害者であり、相互に機能を補完しています。

市内一時保護施設における一時保護件数は、平成20年度は53件で、そのうちDV防止法に基づく一時保護件数は43件でした。43件のうちの28件、約65%が子どもを同伴しており、同伴児の約55%は乳幼児が占めています。被害者の年齢では、30代が多く、全体の約47%となっています。



* 保護命令制度

配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申し立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令です。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」があります。

● 接近禁止命令

配偶者が被害者（被害者の子または親族）の身辺につきまったり、被害者（被害者の子または親族）の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令（期間は6ヶ月）。

● 退去命令

配偶者に被害者と共に住む住居から退去を命じる命令（期間は2ヶ月）。

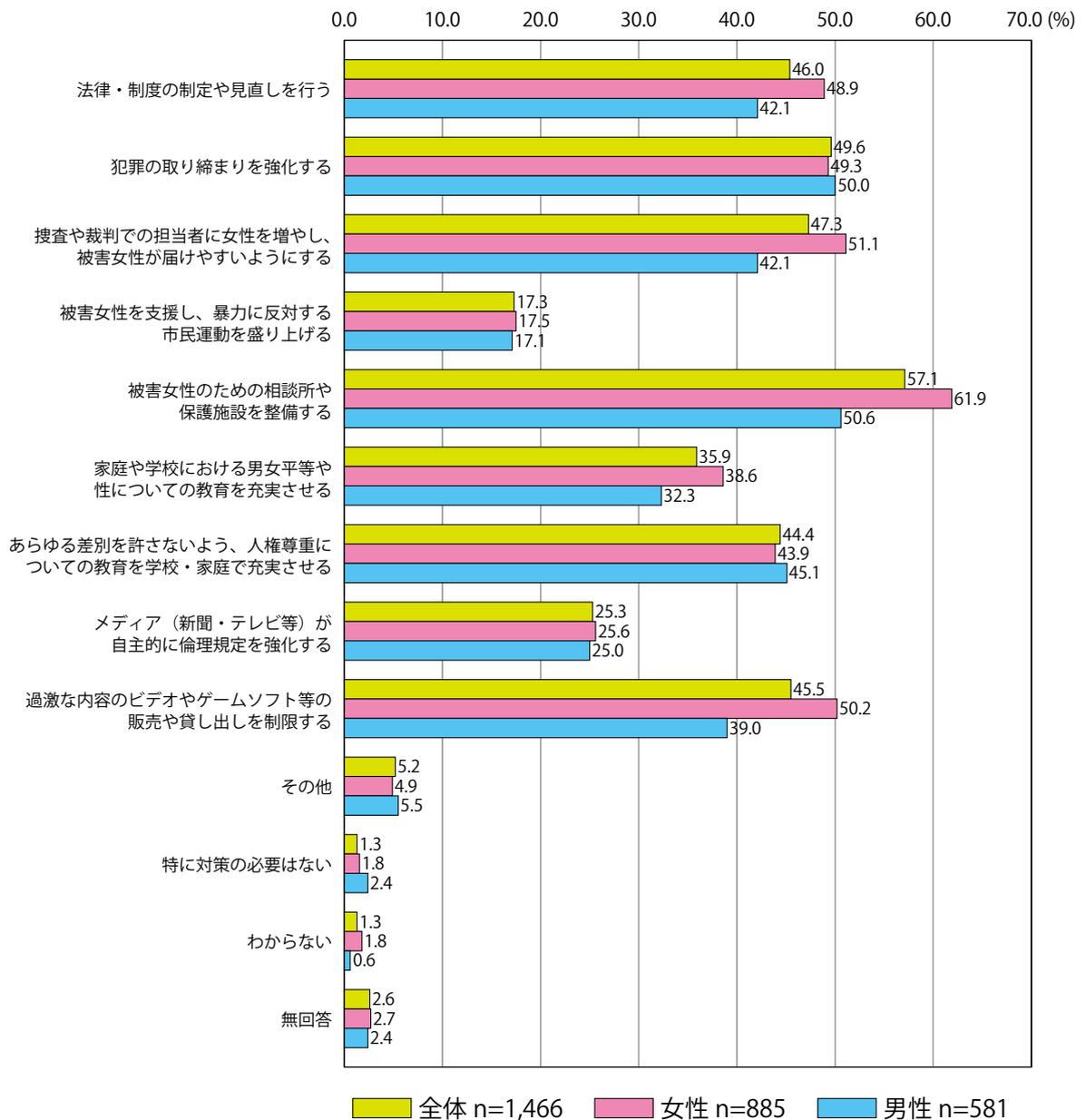
● 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。

【女性に対する暴力をなくすための対策（市民意識）】

川崎市の「男女平等に関する市民意識・実態調査」（平成18年度）における、「女性に対する暴力をなくすためにどうしたらよいか」についての質問に対する回答結果は、最も多かったのが、「被害女性のための相談所や保護施設を整備する」の57.1%で、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」49.6%、「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする」47.3%、「法律・制度の制定や見直しを行う」46.0%となっています。

女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか



Ⅲ 計画の体系

市の目指す4つの基本目標を設定し、その目標を実現するための11の施策目標を定めます。また、施策目標ごとに推進する32の具体的施策を定め、特に重点を置いて取り組む6つの重点施策を設けます。

基本目標 (4)	施策目標 (11)	具体的施策 (32)
Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実	1 早期発見のための取り組みの強化	1 保健、医療、福祉、教育機関等における被害の早期発見の促進 2 民生委員・児童委員等への広報や情報提供
	2 相談体制の充実	3 相談支援の機能の強化【重点施策1】 4 男女共同参画センターにおける女性相談の充実 5 人権オンブズパーソンによる相談の実施 6 相談窓口の周知 7 相談窓口における秘密の保持と安全の確保
	3 保護体制の充実	8 一時保護の充実 9 一時保護施設との連携 10 安全の確保の徹底
	4 外国人、障害者、高齢者への支援	11 外国人への支援 12 障害者への支援 13 高齢者への支援
	5 被害者支援を担う関係者の人材育成	14 行政職員等に対する研修の充実
Ⅱ 促進 DV被害者の自立支援の	6 被害者の自立支援	15 自立支援の機能の強化【重点施策2】 16 住居の確保に向けた支援 17 就労の支援 18 経済的な支援 19 各種制度の活用への支援 20 自立のための心のケア 21 一時保護後の自立支援に向けた中間的施設についての検討【重点施策3】
	7 子どもの健やかな成長への支援	22 子どもの心のケア 23 就学支援と安全の確保
Ⅲ 民間関係機関・団体との連携	8 関係機関・民間団体相互の連携	24 関係機関の支援ネットワークの充実【重点施策4】
	9 民間団体との連携・協力の促進	25 県内一時保護施設との連携強化【重点施策5】 26 市内一時保護施設への支援の充実【重点施策6】 27 民間団体の活動への支援
Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進	10 DVへの理解を深めるための教育や普及啓発	28 市における普及啓発の推進 29 幼児期からの暴力を許さない教育
	11 DV防止への調査研究	30 DV被害に関する調査研究 31 加害者対策のあり方についての検討 32 男性相談の検討

IV 具体的施策の展開

基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼすという特性があります。このため、被害者がいつでも安心して身近な窓口に相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることのできる体制を充実させます。また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいきます。

施策目標Ⅰ 早期発見のための取り組みの強化

現状と課題

DV防止法第6条で、DV被害者を発見したものは、その旨を通報するよう努めなければならないとされ、特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。さらに、医療関係者は被害者の意思に基づき配偶者暴力相談支援センター等に相談できるよう情報を提供するよう努めなければならないとされています。

本市では、医療関係者に対する啓発として、県で作成した医療関係者向けのリーフレットを配布することで、通報の促進を図るとともに情報提供を行っています。

また、福祉・保健関係の業務は家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性が高いことから、これらの職務に携わる関係者が早期に被害者を発見し、DVに関する情報提供や支援を行うことが必要です。

さらに、被害者の早期発見には、一般市民に対しても啓発を実施し、DVに関する社会的認識を高めていく必要があります。

具体的施策

1 保健、医療、福祉、教育機関等における被害の早期発見の促進

- ① 医療機関に対し、DVの早期発見の方法や被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法などについて情報提供に努めます。
- ② 保健師、介護福祉士、ケアマネージャー及びホームヘルパーなど、業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員に対して、DVに関する意識啓発と対応に係る情報提供や研修を行います。
- ③ 学校や保育園、幼稚園の関係者に対して、必要な情報を提供します。

2 民生委員・児童委員等への広報や情報提供

- ① 民生委員・児童委員に対する研修会において、DVに関する意識啓発や情報提供を行います。

施策目標 2 相談体制の充実

現状と課題

本市では、DV被害を含めた女性に関する電話相談、面接相談を、各区の保健福祉センター、男女共同参画センター及び人権オンブズパーソンで実施しています。

DV被害者からの相談件数は年々増加しており、多様化しています。被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするため、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化、また、被害者への相談窓口の一層の周知が必要です。

具体的施策

3 相談支援の機能の強化 **重点施策 1**

- ①被害者が関係機関の窓口ごとに事情説明する負担を軽減し、*二次的被害を防止するため、関係機関等がそれぞれの役割を踏まえて対応するとともに、相互の緊密な連携に努めます。
- ②DVは児童虐待と密接に関係しているため、区の相談窓口と児童相談所は連携を強化し、子どもへのケア体制を徹底していきます。
- ③男女共同参画センター、人権オンブズパーソンは、相談、一時保護、自立支援を実施する区の相談窓口と連携していきます。
- ④複雑化、多様化する相談に適切に対応するため、相談担当者の資質向上に努めます。

4 男女共同参画センターにおける女性相談の充実

- ①男女共同参画センターでは、電話相談や面接相談、法律相談などの女性総合相談事業を実施しています。緊急事案や困難事案については、区の相談窓口と連携を図りながら、被害者の支援に努めます。また、自立支援を含め、女性の抱えるさまざまな問題や悩みの解決に向けて相談を行っていきます。

5 人権オンブズパーソンによる相談の実施

- ①人権オンブズパーソンでは、男女平等にかかわる人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施し、問題解決に向け助言や支援を行っています。DVに関する緊急事案や困難事案については、区の相談窓口と連携を図りながら、被害者の支援に努めます。

6 相談窓口の周知

- ①被害者が相談をしやすくするために、相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。
- ②ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。

7 相談窓口における秘密の保持と安全の確保

- ①相談窓口における、相談者のプライバシーと安全の確保に努めます。
- ②被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底するとともに、相談支援に関わる職員や民間団体等の情報の保護に努めます。
- ③情報の漏洩により、被害者へ危険を招いたり、被害者をさらに傷つけることがないように、

*二次的被害

DVにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷ついてしまうこと。

関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行することに努めます。また、職員に情報の保護と管理について周知徹底させるため計画的に研修等を行います。

施策目標 3 保護体制の充実

現状と課題

本市では、被害者に危険が迫っているため緊急に保護することが必要であると認められるような場合には、神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護を行い、被害者の安全を確保しています。

一時保護施設は、DVから逃れてきた女性やその子どもたちが安心して心と体を休める場所です。被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行うためには、一時保護の充実を図ることが必要です。

具体的施策

8 一時保護の充実

- ① 広域的な対応を行うため、神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。
- ② 警察からの一時保護の依頼については、連携して迅速な対応を行います。

9 一時保護施設との連携

- ① 一時保護施設と連携し、被害者を支えながら自立に向けた支援に取り組んでいきます。
- ② 一時保護中、被害者とその子どもが精神的な安定を取り戻すための環境を提供し、本人の状況や状態に合った適切なケアを行うことができるよう、児童相談所、精神保健福祉センター等の関係機関との連携に努めます。
- ③ 心身の障害を有している場合や高齢者虐待に該当する場合にも適切な対応ができるよう、障害者や高齢者福祉関係機関との連携を図ります。

10 安全の確保の徹底

- ① 被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、その仕組みや効力等について助言を行います。
- ② 裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、関係機関と連携を図りながら、被害者本人と子どもや親族等の安全の確保のため助言等を行います。
- ③ 学校、保育園及び幼稚園との連携し、子どもの安全を守るための体制を整備します。
- ④ 住民票の異動をしないことなどにより、生活上必要な各種制度や住民サービスが活用しにくくなることについて、被害者が不安を持たないよう情報提供を行います。
- ⑤ 情報の漏洩により、被害者へ危険を招いたり、被害者をさらに傷つけることがないよう、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行することに努めます。また、職員に情報の保護と管理について周知徹底させるため計画的に研修等を行います。(再掲：基本 I - 施策 2- 具体的 7- ③)

施策目標4 外国人、障害者、高齢者への支援

現状と課題

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分りにくい状況にあります。

また、実際の支援にあたって、在留資格、法律手続、自立支援策など、複雑で対応が困難な場合が少なくありません。

こうしたことから、外国語によるリーフレットを作成したり、国際交流や外国人支援を行っている民間団体と連携した相談、支援を行っていく必要があります。

また、障害者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向にあるため、障害者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることも重要です。

具体的施策

11 外国人への支援

- ①日本語の理解が十分でない外国人に対し、多言語によるDVに関する情報提供に努めます。
また、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。
- ②相談等が円滑に進むよう、必要に応じて通訳の確保等適切な対応に努めます。
- ③外国人被害者の支援団体と連携を強化し、共同研修を実施するなどその活動を支援します。
- ④外国人のための相談の中でDV被害者へ適切な助言が行えるよう、相談担当者と通訳者に対し、法制度や活用できる社会資源の知識等に関する専門研修を実施します。

12 障害者への支援

- ①障害者の相談に携わる機関に、相談窓口などの情報を提供します。
- ②障害のある被害者への支援に向け、関係機関と連携し、必要な情報提供を行います。

13 高齢者への支援

- ①高齢者へのDVについては、高齢者虐待と関連があるため、被害者が適切な支援が受けられるよう関係機関と連携します。

施策目標 5 被害者支援を担う関係者の人材育成

現状と課題

相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場において被害の特質を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、定期的な研修等により一層の資質向上を図る必要があります。

また、行政職員及び支援者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうといった二次的被害を防止する取り組みが必要です。

具体的施策

14 行政職員等に対する研修の充実

- ① 被害者に対して、DVに関する正しい理解と認識のもと、組織として一体的な支援を行えるよう、管理職を含めた職員研修を実施します。
- ② 被害者の支援に関わる機関において、*ケースワークを中心とした実務研修や事例検討会議の充実を図るとともに、外国人及び障害者等多様な背景を持つ被害者を理解するための研修を実施します。
- ③ 相談担当者への専門研修を実施するとともに、弁護士会等との情報交換を充実させます。
- ④ 学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、DVへの理解を促進します。
- ⑤ 被害者支援を担う関係者に対するさまざまな研修を通じて、被害者の二次的被害の防止を図ります。また、保健、医療、福祉、教育及び警察等関係機関、並びに民間団体に対しても研修の参加を促します。

* ケースワーク

精神的・身体的・社会的な生活上の問題を解決できない個人や家族に対して、個別的にその問題解決を援助する社会福祉実践の一方法。

基本目標 II DV被害者の自立支援の促進

被害者の自立支援については、DV防止法の中でも、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講じなければならないこととされています。そのため、生活支援、就業支援、住宅の確保に向けた支援、医療保険・年金の取り扱いなどについての支援が必要です。本市ではそれぞれの施策を所管する機関が、被害者のおかれた立場を理解し、相互に連携して自立支援に努めます。

施策目標 6 被害者の自立支援

現状と課題

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

被害者の自立支援にあたっては、* ケースカンファレンスなどを通じ、生活保護制度や母子家庭に対する支援制度などの各種制度を活用しながら、被害者のおかれた立場を理解し、関係機関が相互に連携して、自立に向けた支援を行うことが重要です。

また、被害者の多くは心身の健康を害しており、加害者からの追跡の不安があることなどを考慮すると、医療や行政、法律などの各種手続きに支援者が同行し、手続きを円滑に進めるための援助をするなど、よりきめ細やかな支援が必要です。特に、一時保護の期間は原則2週間となっており、施設の退所後の住居の確保や各種手続きをするためには、十分な期間とはいえず、期間中に行く先が決まらない被害者も多く、引き続き一時保護施設において、関係機関が連携して、被害者の自立に向けた支援を行っています。このため、一時保護後の自立生活に向けた準備を行うための中間的施設の設置が求められています。

また、一時保護後、地域で生活する被害者においても、不安感や心のゆれなどさまざまな課題を抱えながら暮らしている被害者も多く、被害者や子どもへの心理的サポートなど、地域での生活を継続的に支えていく仕組みづくりが課題となっています。

具体的施策

15 自立支援の機能の強化 **重点施策2**

- ① 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを把握し、必要な情報提供を行います。
- ② 関係機関等の連携体制を充実させるとともに、自治体間の広域協力により、各機関が行う自立支援が円滑に行われるよう努めます。

16 住居の確保に向けた支援

- ① 一時保護施設退所後の居住場所として、「配偶者からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要綱」に基づき、市営住宅への住居設定にかかる支援を行います。
- ② 居住支援制度を活用し、被害者の民間賃貸住宅についての入居機会の確保を支援します。

* ケースカンファレンス
支援のための検討会議。

17 就労の支援

- ①被害者の状況に応じた就職や転職のための相談や、就労のための講座などの事業を実施します。
- ②公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度など就労支援に関する情報を収集し、被害者に提供します。
- ③ひとり親家庭を対象とした職業訓練や生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。

18 経済的な支援

- ①経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、制度の内容や手続きをわかりやすく、被害者に説明します。
- ②必要に応じて、生活保護の円滑な運用を行います。

19 各種制度の活用への支援

- ①住民基本台帳、外国人登録原票、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当等の現行諸制度の手続きの円滑な運用に向けた支援を行います。
- ②被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。
- ③保護命令の申立て、調停、裁判などの法的対応にかかる支援として、神奈川県配偶者暴力相談支援センターの法律相談や*日本司法支援センター（法テラス）について情報提供を行います。
- ④住民基本台帳の閲覧等の制限について、職員に対する研修等を行うとともに、制度の適切な運用に努めます。

20 自立のための心のケア

- ①心のケアが特に必要な被害者に対しては、心のケアについて相談やカウンセリングが受けられる機関について情報提供を行います。
- ②一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、外国人及び障害者等多様な背景を持つ被害者の状況を踏まえてニーズ調査等を行い、被害者の立場に立った支援施策を検討していきます。

21 一時保護後の自立支援に向けた中間的施設についての検討 **重点施策3**

- ①一時保護施設を退所後、被害者が地域で新しい生活を始められるまでに過ごす場としての中間的施設の設置及び運営のあり方について調査、検討を行います。

*日本司法支援センター（法テラス）
法的支援を行う中心的な機関として総合法律支援法に基づき設立された独立行政法人。

施策目標7 子どもの健やかな成長への支援

現状と課題

本市の一時保護件数は、毎年90件前後で推移していますが、その60%以上が子どもを伴った保護となっています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において配偶者に対し暴力をふるう等の行為を行うことも児童への虐待であると定義されているように、DVを身近に見てきた子どもたちは、身体に暴力を受けていなくてもさまざまな心の傷を抱えており、その心理的影響を考慮して、子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。

被害者と子どもの安全を確保し、自立を促進するためには、子どもの就学や保育は極めて重要で、関係機関が十分な連携をとって組織的な対応を図っていくことが求められます。

具体的施策

22 子どもの心のケア

- ① DVは児童虐待と密接に関係しているため、区の相談窓口と児童相談所は連携を強化し、子どもへのケア体制を徹底していきます。(再掲：基本I - 施策2- 具体的3- ②)
- ② 児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。
- ③ 地域で生活する被害者やその子どもが、地域の中で孤立することがないように、支えていく仕組みづくりを検討します。

23 就学支援と安全の確保

- ① 被害者の子どもの転出入などの手続きや授業料の免除制度などの活用について、情報の提供と円滑な対応に努めます。
- ② 被害者とその子どもの置かれた状況について正しく理解し、適切な情報管理を行い、子どもの安全確保と守秘義務が徹底されるよう協力を要請します。
- ③ 学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、DVへの理解を促進します。(再掲：基本I - 施策5- 具体的14- ④)

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県及び市の関係機関や民間団体との連携を進めます。特に、神奈川県では、被害者の支援やDV防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。

また、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策や事業の充実に反映します。

施策目標8 関係機関・民間団体相互の連携

現状と課題

本市では、医師会、弁護士会、法務局等の代表と県、市で構成する「川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議」並びに警察、区の相談窓口及び民間団体代表等で構成する「川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会議」を開催し、連携体制の整備に努めてきました。今後は、DV被害者支援に関わる複数の会議を見直し、計画の推進に向けて一層の連携強化を図ることが求められます。

DVは児童虐待や高齢者虐待とも関連し、それらの対応の中で発見される場合があるため、関係機関との連携・協力は重要です。

また、被害者の一時保護にあたっては、加害者の追求から逃れるため、被害者を市外施設で保護するなど、市域を越えた広域的な対応を行っています。

DVをめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、被害者と子どもに対するきめ細かな支援が重要となっています。そのためには、区の保健福祉センター、児童相談所、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等、さまざまな分野の機関が連携を図り、ネットワークを構築して、その活用を図ることが必要です。

具体的施策

24 関係機関の支援ネットワークの充実 **重点施策4**

- ①「川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議」等の複数の会議を見直し、新たに「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を設置し、関係機関が相互理解と共通認識のもと、効果的な支援のために円滑な連携ができるよう図ります。
- ② DV被害者に対する相談支援等を行う関係機関会議を開催し、相談支援や自立支援の充実に向けた連携を進めます。
- ③ 一時保護施設との連携を図るため、情報共有を促進し、協力体制についての協議等を行う意見交換の場の設置に努めます。
- ④ 被害者の支援にあたっては、必要に応じて、市外の施設を活用するなど、広域連携に努めます。
- ⑤ 被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。(再掲：基本Ⅱ - 施策6- 具体的19- ②)

施策目標 9 民間団体との連携・協力の促進

現状と課題

本市ではこれまで、民間団体との連携・協力によって被害者支援を行ってきた経緯があります。被害者の相談、一時保護、自立支援については、この問題に取り組む民間団体が大きな役割を担っており、現在も、民間団体と県、市の三者が協力して被害者支援に取り組んでいます。

今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を活かしながら、DV防止や被害者支援を充実していくため、民間団体の取り組みを支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業の見直しに反映していくことが重要です。

具体的施策

25 県内一時保護施設との連携強化 **重点施策 5**

- ① 県内の一時保護施設と定期的な意見交換を行うことができる場を設定し、情報共有に努め、連携の強化を図ります。
- ② 一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかにを行います。
- ③ 職員への研修資料や市民啓発資料等の作成にあたっては、民間団体に蓄積された被害者支援の知識や情報等を踏まえて作成します。

26 市内一時保護施設への支援の充実 **重点施策 6**

- ① 市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的、継続的に活動できるよう、支援の充実に努めます。
- ② 一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかにを行います。(再掲：基本Ⅲ - 施策 9- 具体的 25- ②)

27 民間団体の活動への支援

- ① DV被害者支援のための知識や経験を有し、相談や自立支援、啓発活動等を行う民間団体の取り組みを支援します。
- ② 民間団体の被害者支援活動やDV防止活動等との連携や協働に努めます。

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進

DVをなくし、暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育などの場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

施策目標10 DVへの理解を深めるための教育や普及啓発

現状と課題

DVをなくすためには、被害者を保護し、自立を支援することとあわせて、DV被害者を生まない、DVを容認しない社会の実現が必要であり、そのためには、家庭、地域、学校、職場などにおける教育や啓発が重要です。

また最近では、交際相手との間においても配偶者の間と同様の暴力があることが問題となっています。これは、「*デートDV」とも呼ばれ、DV防止法の対象ではありませんが結婚後も暴力が継続し深刻化するおそれがあるため、若い世代に対しては、男女の人権を尊重し、DVに対する正しい理解を図るための教育を行うことが必要です。

DV被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気づかないまま暴力を受けつづける人がいます。DVは、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な内容も含めた暴力行為であるということを周知し、悩んでいる被害者に相談窓口及び支援の内容などの情報を提供することが求められます。

具体的施策

28 市における普及啓発の推進

- ①民間団体と連携・協力しながらDV関連講座やセミナー等を開催し、広く市民への啓発を進め、DVの予防のための取り組みを推進します。
- ②被害者が相談をしやすいするために、相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。(再掲:基本I-施策2-具体的6-①)
- ③ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。(再掲:基本I-施策2-具体的6-②)
- ④地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員と児童委員に対し、DV対策についての理解と協力を求めていきます。

29 幼児期からの暴力を許さない教育

- ①保育園、幼稚園などの乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さない教育、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の一層の推進を図ります。あわせて、保育士や教職員等への意識啓発を行います。
- ②関係機関と連携して、若年層に向けた予防啓発を推進します。

*デートDV

婚姻関係にない交際相手との間に起こるDVのこと。

施策目標 1 1 DV防止への調査研究

現状と課題

DV対策にはDVを生み出す背景や原因、並びにDVに関する実態を調査分析し、DVの解決や被害者支援に係る施策の検討が必要です。

また、加害者対策に関する調査研究を進めていくことが必要ですが、加害者への対応については、国の研究や県の取り組み等においても、その有効性については未解明な部分が多く、まだ、対応策が確立されていないのが現状です。

具体的施策

30 DV被害に関する調査研究

- ① 相談事例を分析するなど、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努めます。
- ② 一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、外国人及び障害者等多様な背景を持つ被害者の状況を踏まえてニーズ調査等を行い、被害者の立場に立った支援施策を検討していきます。(再掲：基本II - 施策 6- 具体的 20- ②)

31 加害者対策のあり方についての検討

- ① 加害者対策のための国の調査研究、他自治体の取り組み、民間団体の取り組みについて調査、情報収集します。

32 男性相談の検討

- ① 男性に向けたDV被害に関する相談窓口の開設について検討します。

V 計画推進の仕組み

1 推進体制

川崎市DV被害者支援基本計画を推進していくため、市内の推進体制を整備するとともに、関係機関、民間団体、神奈川県と連携強化を図ります。

①「川崎市男女平等推進審議会」

市の付属機関として、DV施策の推進に関する事項等について調査審議します。

②「川崎市DV被害者支援対策推進会議」

弁護士会、医師会、人権擁護委員協議会、民間団体及び神奈川県配偶者暴力相談支援センター等、並びに市民・こども局、区保健福祉サービス課及び人権オンブズパーソン等の関係機関等が意見交換を行いながら計画を推進します。

2 民間団体との連携

本市は、民間団体との連携・協力によって被害者支援を進めてきました。今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を活かしながら計画を推進していくため、定期的に意見交換を行い、計画を推進します。

3 神奈川県との連携

推進会議等を活用しながら連携を強化し、計画を推進します。

4 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに施策の実施状況を公表します。

参 考 資 料

参考資料 1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律...	24
参考資料 2	川崎市男女平等推進審議会規則	36
	川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱	37
	DV被害者相談支援部会設置要領	39
	DV対策庁内部会設置要領	41
参考資料 3	配偶者からの暴力被害者支援の流れ.....	43
参考資料 4	市内相談窓口一覧	44

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を

受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性

的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員

に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則**(職務関係者による配慮等)**

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年法律第百十三号）（抄）**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日

規則第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例（平成 13 年川崎市条例第 14 号）第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱

(目的及び設置)

第1条 本市において、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第9条に規定する被害者保護のための施策の総合的な推進を図ることを目的として、川崎市DV被害者支援対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市DV被害者支援基本計画に関すること。
- (2) DVに係る被害者等の相談、一時保護及び自立支援に関すること。
- (3) DVに係る被害の防止に関すること。
- (4) DVに関する研修及び啓発に関すること。
- (5) 関係機関の連携のあり方に関すること。
- (6) その他DV対策に関し必要と認められること。

(委員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(議長)

第4条 推進会議に議長を1名置き、市民・子ども局子ども本部子ども支援部長をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議は部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、川崎市市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は川崎市市民・子ども局子ども本部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱の廃止)

2 川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱（平成 16 年 12 月 24 日）は、廃止する。

(川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会議要綱の廃止)

3 川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会議要綱（平成 18 年 11 月 1 日）は、廃止する。

(川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱の廃止)

4 川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱（平成 20 年 3 月 14 日）は、廃止する。

別表 川崎市DV被害者支援対策推進会議構成（第3条関係）

1. 委員

区 分	所 属
関係機関	横浜弁護士会川崎支部 (社)川崎市医師会 川崎人権擁護委員協議会 民間団体代表
国	横浜地方法務局川崎支局総務課
神奈川県	神奈川県立女性相談所 神奈川県警察本部生活安全総務課
川崎市	市民・こども局人権・男女共同参画室 市民・こども局市民生活部地域安全推進課 市民・こども局こども本部こども支援部 市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課 市民・こども局こども本部こども家庭センター 市民・こども局こども本部中央児童相談所 市民・こども局こども本部南部児童相談所 健康福祉局地域福祉部地域福祉課 健康福祉局地域福祉部保護指導課 川崎区役所保健福祉センター 幸区役所保健福祉センター 中原区役所保健福祉センター 高津区役所保健福祉センター 宮前区役所保健福祉センター 多摩区役所保健福祉センター 麻生区役所保健福祉センター 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 教育委員会事務局総務部人権・共生担当 教育委員会事務局学校教育部指導課

2. オブザーバー

区 分	所 属
神奈川県	神奈川県人権男女共同参画課

D V 被害者相談支援部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 本市におけるDV被害者の相談支援に関する連携強化を図ることを目的として、川崎市DV対策推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、川崎市DV対策推進会議にDV被害者相談支援部会（以下、「相談支援部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 相談支援部会は、次の事項を所掌する。

- (1) DVに関する相談・支援に関すること。
- (2) 関係機関の連携に関すること。
- (3) DVに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他部会の設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第3条 相談支援部会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成し、各機関等から推薦された者を委員とする。

2 部会長は、市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課長をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、相談支援部会の事務を総理する。

(会議)

第5条 相談支援部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 相談支援部会の庶務は、川崎市市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、相談支援部会の運営に関し必要な事項は、部会長が相談支援部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表 DV被害者相談支援部会委員（第3条関係）

区 分	所 属
関係機関	特定非営利活動法人グループ・ビボ 特定非営利活動法人ウィメンズハウス・花みずき カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター～ 財団法人川崎市国際交流協会 川崎市ヒルズすえなが 川崎市男女共同参画センター
神奈川県	神奈川県警川崎警察署生活安全課 神奈川県警川崎臨港警察署生活安全課 神奈川県警幸警察署生活安全課 神奈川県警中原警察署生活安全課 神奈川県警高津警察署生活安全課 神奈川県警宮前警察署生活安全課 神奈川県警多摩警察署生活安全課 神奈川県警麻生警察署生活安全課
川崎市	市民・こども局人権・男女共同参画室 市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課 市民・こども局こども本部こども家庭センター 市民・こども局こども本部中央児童相談所 市民・こども局こども本部南部児童相談所 健康福祉局地域福祉部保護指導課 川崎区役所保健福祉センター 幸区役所保健福祉センター 中原区役所保健福祉センター 高津区役所保健福祉センター 宮前区役所保健福祉センター 多摩区役所保健福祉センター 麻生区役所保健福祉センター 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

DV対策庁内部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 DV被害者支援施策に関する施策の推進及び連携を図ることを目的として、川崎市DV対策推進会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、川崎市DV対策推進会議にDV対策庁内部会（以下、「庁内部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市DV被害者支援基本計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) DVに係る通報、相談、保護及び自立支援のための関係機関の連携の推進に関すること。
- (3) DV等の防止及び被害者の保護に関する周知、啓発に関すること。
- (4) その他DV防止及び被害者支援に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 庁内部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 部会長は、市民・こども局こども本部こども支援部長をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、相談支援部会の事務を総理する。

(会議)

第5条 庁内部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 庁内部会の庶務は、川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内部会の運営に関し必要な事項は、部会長が庁内部会に諮って定める。

附則

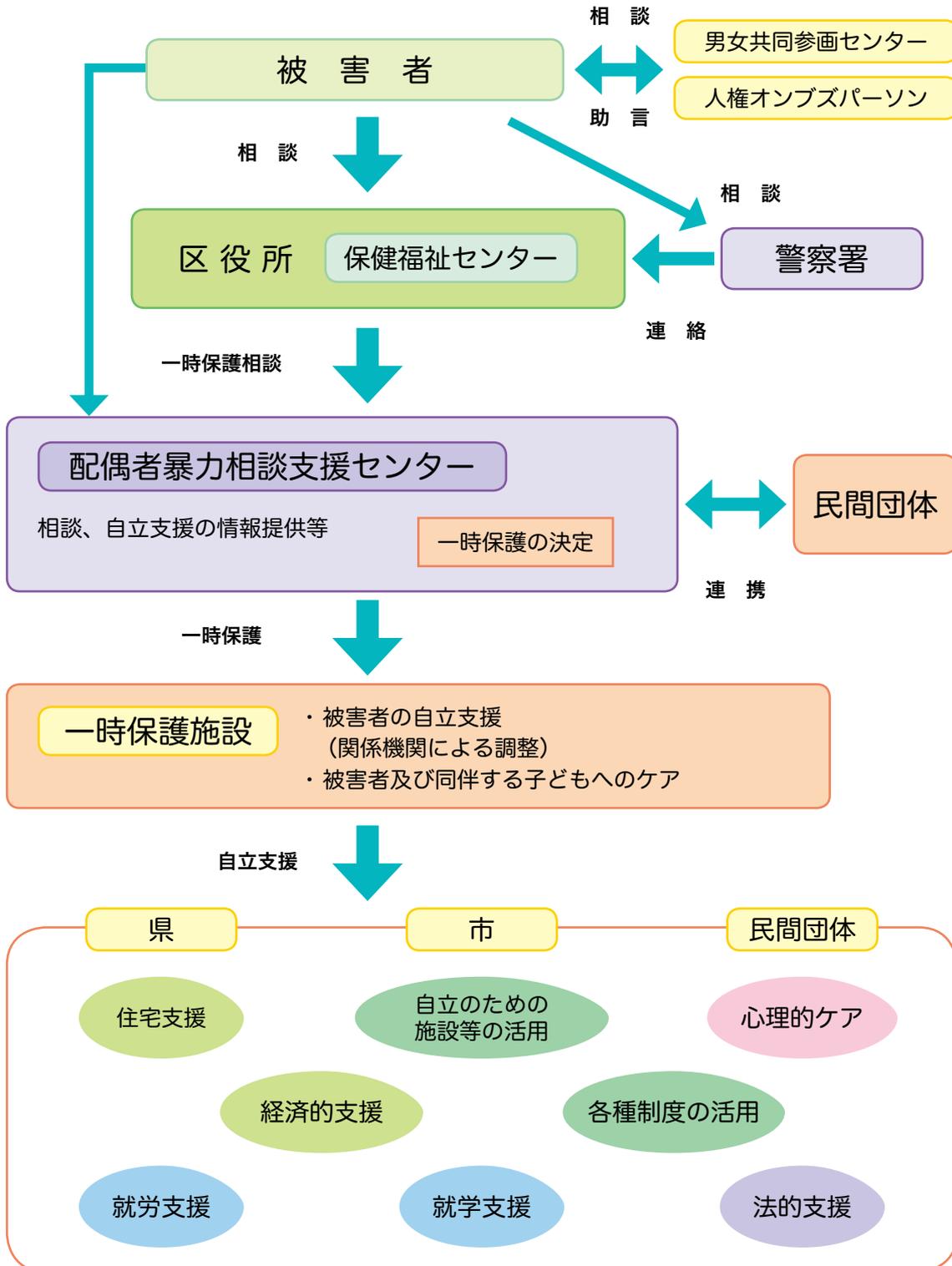
(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表 DV対策庁内部会委員（第3条）

市民・こども局こども本部こども支援部長
市民・こども局人権・男女共同参画室担当課長
市民・こども局市民生活部戸籍住民サービス課長
市民・こども局こども本部こども支援部長
市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課長
市民・こども局こども本部こども家庭センター担当課長
市民・こども局こども本部中央児童相談所長
市民・こども局こども本部南部児童相談所長
健康福祉局地域福祉部地域福祉課長
健康福祉局地域福祉部保護指導課長
まちづくり局市街地開発部住宅整備課長
まちづくり局市街地開発部住宅管理課長
川崎区役所保健福祉センター担当課課長
幸区役所保健福祉センター担当課課長
中原区役所保健福祉センター担当課課長
高津区役所保健福祉センター担当課課長
宮前区役所保健福祉センター担当課課長
多摩区役所保健福祉センター担当課課長
麻生区役所保健福祉センター担当課課長
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当課長
教育委員会事務局総務部担当課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長
教育委員会事務局総合教育センター担当課長

<配偶者からの暴力被害者支援の流れ>



●市内相談窓口一覧

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいる方は下記の相談窓口へ気軽に相談してください。一人で悩まないでご相談ください。配偶者からの暴力（DV）の問題を一緒に解決しましょう。

●女性のための総合相談

川崎市男女共同参画センター ハロー・ウィメンズ 110 番

044-811-8600

☎相談日・相談時間

電話相談	日曜	12:00～17:00
	月～木曜	10:00～15:00
	金曜	15:00～20:00
	(土、祝日及び年始年末はお休みです)	

面接相談（予約制）

①女性の悩み相談・キャリア相談

第1・3木曜	10:00～12:00
第2木曜	10:00～14:00

②女性弁護士による法律相談

第1・3木曜	13:00～16:00
--------	-------------

●人権オンブズパーソン

044-813-3111（男女平等にかかわる人権侵害）

0120-813-887（こどもの相談フリーダイヤル）

☎相談日・相談時間

月・水・金曜	13:00～19:00
土曜	9:00～15:00
(日、祝日及び年始年末はお休みです)	

●各区役所保健福祉センター

開庁時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00